

1 令和2年度当初予算編成の基本的な考え方

(1) 本市の置かれている状況

○ 国及び県内の景気動向

令和2年1月の月例経済報告においては、前月と同じく「景気は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している。」と基調判断されました。その上で、先行きについては、「通商問題を巡る動向」や「海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある」など、景気動向の厳しさをうかがわせる内容となっています。

県内の景気については、令和2年1月の県内経済情勢報告によると、前回（令和元年10月）と同様に、生産活動の緩やかな持ち直しや雇用情勢の改善などにより、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」とされています。

○ 国の地方財政計画

令和2年2月に国が示した令和2年度地方財政計画^(※1)では、通常収支に係る全体規模が歳出の一般行政経費の補助分の伸びなどにより、1.3%の増とされました。また、自治体が自由に使える一般財源総額については、令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされたところですが、地方税の1.9%の増や地方交付税の2.5%の増により、臨時財政対策債の減はあるものの総額では1.2%の増と、令和元年度を上回る水準が確保された内容となっています。

○ 盛岡市の財政見通し等

予算編成に当たって行った令和2年度の財政見通しにおいては、歳入では、消費税の増税に伴う地方消費税交付金の増加や制度新設による法人事業税交付金の増加（皆増）が見込まれますものの、市税においては、税制改正の影響による法人市民税法人税割の減少が見込まれ、また地方交付税については、合併に係る特例措置の更なる縮減などがあり、特別交付税と合わせて微増に留まるものと見込まれたところです。一方、歳出では、幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付事業など社会保障関係経費の増加により、歳入歳出の差引による一般財源の総計において、収支不足が見込まれたところです。

また、今後の見通しとして、引き続き社会保障関係経費の増加、野球場や学校給食センターの整備、公共施設保有最適化・長寿命化計画事業の実施などによる建設事業費の増加などが見込まれますことから、今後も厳しい財政状況が続くと予想されます。

なお、国の「骨太の方針2019」においては、地方の歳出改革等の方向性として、公共サービスの広域化・共同化の取組みの推進、業務改革成果の地方交付税算定等への反映、地方財政計画と決算との対応関係の「見える化」による事業効果の検証など、より実効性のある取組が求められているところです。

※1) 「地方財政計画」とは、毎年度、国が作成する地方公共団体全体の歳入歳出の見込みで、地方公共団体の財政運営の指針となるものです。

(2) 予算編成の基本的な考え方

令和2年度の当初予算編成に当たっては、総合計画の目指す将来像である「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」の実現と将来にわたる安定的な財政運営を両立するため、精度の高い予算調整を通じて、限られた財源の有効活用を最大限図りながら、市民生活に必要なサービス水準の確保につながる経費や、戦略プロジェクト事業を含む総合計画の各種施策を推進する事業経費の予算化を図ることとし、あらかじめ「予算編成方針」として具体的に次の方針を示した上で、編成作業を進めました。

① 総合査定方式による予算編成

限られた財源を有効に活用するため、より精度の高い予算見積及び調整を図るために、令和元年度に引き続き「総合査定方式」による予算編成を行うこととし、次に掲げる「性質別による経費の分類化」と、各々の経費毎に予算要求及び調整を行います。

- 経常的経費：毎年度経常的に支出する経費
- 行政推進経費：他の経費に含まれないもので、市民生活向上に結び付く経費
- 計画推進経費：総合計画の推進に必要な経費、新規事業や拡充事業に係る経費等

② 総合計画の推進

市民の誰もがいきいきと暮らし、盛岡のまちに誇りを持てるような都市の実現に向けて、総合計画実施計画や戦略プロジェクト事業等の市が抱える喫緊の課題に対応する計画の事業を優先的に実施することとします。

③ 必要経費の精査の徹底

予算要求に当たって必要額を見積もる際、平成30年度決算や令和元年度決算見込みの状況を踏まえて事業内容を十分に精査するとともに、市民の声や現場の声を生かすことができるよう各部等の長が予算編成に責任を持って、市民視点とコスト意識を持ち、主体的に事業の見直しや改善を推進します。

④ 歳入の確保

市税及び税外収入の適正な賦課、収納率の向上に努めることはもとより、安定的な財政運営を行うには、国庫・県補助金等を積極的に活用するなど、事業構築に当たって歳入の確保を念頭に置くように努めることとします。

⑤ 歳出の削減

限られた財源の重点的かつ効果的な活用を図る必要があることから、事業目的が達成されたものや事業効果が低いと判断される既存事業は、積極的に廃止又は縮小を行い、事務事業の再構築（スクラップ&ビルド）を図ることとします。

⑥ 国・県の施策動向への対応

地方行財政に関する制度の見直しや、国が「骨太の方針 2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」等を踏まえた諸課題に対応するため措置する「新しい日本のための優先課題推進枠」等をはじめとした国や県の施策動向等を的確に把握し、適切な対応を図ります。